

大阪市西淀川区役所と株式会社エイチ・ツー・オー商業開発
との包括連携に関する協定書

大阪市西淀川区（以下「甲」という。）と株式会社エイチ・ツー・オー商業開発（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と地域の一層の活性化を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下、「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙双方が互いの資源を活かした協働による活動を推進し、甲と乙との相互連携により、市民サービスの向上及び地域の一層の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 阪神福駅周辺の活性化に関すること
- (2) 地域防災対策に関すること
- (3) 区政・市政のPRに関すること
- (4) 健康・福祉に関すること
- (5) 児童・生徒の教育に関すること
- (6) その他、西淀川区の活性化に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間協定は更新され、その後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得た場合、又は法令等に定めがある場合を除き、第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も2年間、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。但し、個人情報については、期間の定めなく守秘義務を負うものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、各々1通を保有するものとする。

令和6年12月25日

甲 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号
大阪市 協定締結担当者
西淀川区長 松田 和也

乙 大阪市西成区花園南1丁目4番4号
株式会社エイチ・ツー・オー商業開発
代表取締役社長 今井 康博